

《地方消費税引き上げ分における使途の明確化について》

平成26年4月1日より消費税（国・地方）が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成29年度十津川村一般会計当初予算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりとなっています。

(歳入) 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 20,992千円

(歳出) 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 515,534千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国庫支出金	県支出金	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他	
社会福祉	障害者福祉事業	140,938	68,414	33,576		5,739	33,209
	老人福祉事業	35,613		265	2,324	1,450	31,574
	母子福祉事業	6,756	2,251			275	4,230
	福祉医療事業	20,338		6,862	300	828	12,348
	児童福祉事業	34,200	23,514	5,350		1,393	3,943
	生活保護事業	79,448	59,586		120	3,235	16,507
	小計	317,293	153,765	46,053	2,744	12,920	101,811
社会保険	国民健康保険事業	70,936	4,713	15,446		2,888	47,889
	介護保険事業	101,026	1,067	533		4,114	95,312
	小計	171,962	5,780	15,979		7,002	143,201
保健衛生	予防事業	9,507			90	387	9,030
	保健事業	11,805		108	602	481	10,614
	母子保健事業	4,967	540	270	10	202	3,945
	小計	26,279	540	378	702	1,070	23,589
合計	515,534	160,085	62,410	3,446	20,992	268,601	